

## 第5回 浅口マルシェ参加者募集要項

### 1 実施概要

#### 【目的】

市内事業者や団体を集めたマルシェを実施し、物販やワークショップ等を通して、地域の魅力を広く発信する。  
また、参加者同士の交流も目的とし、観光だけでなく地場産業の振興に繋げる。

#### 【日時】

令和5年7月29日(土) 9時～13時 ※雨天決行

#### 【場所】

ふれあい交流館サンパレア 館内通路 ※現地調理を伴う一部店舗は屋外  
(浅口市寄島町16091-23)

#### 【来場者数】

600名程度

#### 【備考】

- 暑さが予想されるため、室内での販売を基本とし、キッチンカーや現地調理を希望する店舗については、屋外(入り口付近)での販売を可能とする。
- 室内での飲食物の販売は、テイクアウトを基本とし、館内での飲食は禁止とする。しかし、館内通路から出入可能な屋外の芝生広場での飲食は可。

#### ★令和5年度\_\_今後の浅口マルシェ予定(変更の可能性あり)

- ・11月
- ・3月

※各実施について、2ヶ月前頃にHP、Instagramにて参加者を募集。  
(会員様にはメールにて、ご案内します。)

## 2 参加概要

### 【参加枠】

浅口市観光協会会員として、マルシェに参加し、浅口市と一緒に盛り上げてくれる市内事業者または一般の皆様

参加料:2,000円 但し、観光協会年会費として(会員は無料)

募集数:20~25店舗

想定内容:加工食品、生鮮食品、衣類、雑貨、ワークショップなど

※観光協会年会費については、毎年12月頃に納入通知を送らせていただきますのでその際にお支払いください。12月までに退会した場合についても、その年度分の会費は徴収させていただきます。

### 【募集概要】

以下のすべてを満たす必要があります。

- ・古着、古本、古家電リサイクル品等、フリーマーケットをメインとした参加は認めません。
- ・アルコール類の販売は禁止とします。但し、持ち帰り用の地酒の販売は可能。
- ・コピー品、金券の販売は禁止とします。
- ・動物、生き物の販売は禁止とします。
- ・転売を目的に購入したものの販売は禁止とします。
- ・くじ引き、福袋などは禁止とします。
- ・参加に必要な物品は、全て各自でご準備ください。
- ・テントを設置する場合、重りをご用意いただくなど風対策をお願いいたします。
- ・参加に伴う許可及び申請は、参加者にて確認・手続きを行ってください。

### 【応募条件】

- (1)参加要項をよくお読みいただいた上で、当事務局の運営に賛同いただける方。
- (2)代表者が18歳以上の方
- (3)反社会勢力にかかわりが無いこと
- (4)宗教、政治活動を目的としないこと
- (5)法令、公序俗等に違反しないこと
- (6)著作権、肖像権の侵害をしないこと

### 【ブース使用について】

#### ★屋内

- ・販売スペースは、横幅:長机一本分(180 cm)、奥行き:1m程度
- ・長机1本貸し出し可

#### ★屋外

- ・販売スペースは、3×3m程度

#### ★共通

- ・ブースの配置については、事務局に一任とさせていただきます。
- ・参加者同士での場所変更は禁止とさせていただきます。諸事情がある場合の要望については、

申込時に、申込書の備考欄にご記入ください。

- ・販売ブースとは別で控室(多目的室)あります。譲り合って、荷物置きや休憩室として使ってください。但し、貴重品等の管理は自己責任でお願い致します。

#### 【搬入・搬出について】

- ・当日 8 時15分から可能。前日準備は不可能です。

#### 【電気・火気・給水について】

- ・館内では、いずれも使用不可とします。屋外にブースを構える方で、いずれかを使用する場合、発電機やガスなどの必要物品はご自身でご準備いただき、申込書にその旨をご記入ください。

**※発電機を使用する場合、必ず消火器もご準備ください。**

**※事務局で2台発電機を所有しています。必要な場合は、申込書の備考欄にご記入ください。**

**(利用希望者が多い場合は、抽選とさせていただきます。)**

#### 【清掃・ゴミの処理について】

- ・各ブースで発生するごみは、参加者で責任をもって持ち帰ってください。
- ・終了後は使用した場所をきれいにし、原状回復してください。

#### 【販売価格について】

- ・適正価格での販売をお願いいたします。

#### 【販売品責任について】

- ・お客様からの苦情に対しては、各店舗で対応をお願いいたします。
- ・参加者が販売した商品に対する責任は、参加者に帰属します。販売する際には、左記に同意したものとし食中毒予防に万全の注意をしてください。
- ・来場者に与えたケガ等についても事務局では一切責任を負いません。

#### 【記録写真の撮影、使用について】

- ・会場内での事務局による写真・動画撮影にご協力をお願いいたします。HPやSNSでのPRに使用させていただくことがあります。

### 3 参加への流れ

#### ①参加申し込み

- ・浅口市観光協会 HP より、参加申込書をダウンロードして下さい。
- ・参加申込書に必要事項を記入の上、事務局へ持参いただくか、FAX またはメールにてお申し込み下さい。

※上記方法以外のお申し込みはお受けできない可能性があります。

#### 【提出物】

- 1\_参加申込書
- 2\_参加者の運転免許証の写し(身分証明書)
- 3\_各種営業許可書の写し(飲食店の場合のみ。)
- 4\_その他出店内容にかかる必要な許可や資格等の取得証明書の写し(国家資格、民間資格等)

※過去に本マルシェへ同じ内容で参加した経験があり、過去に一度提出したことがある場合は、2と3と4を提出する必要はありません。

#### 【提出期限】

**令和5年6月14日(水) ※17時**

#### 【提出先】

浅口市観光協会事務局

所 在:浅口市鴨方町六条院中3050 浅口市役所産業振興課内

メール:sangyoshinko@city.asakuchi.okayama.jp

FAX:0865-44-9477

※上記の提出先以外へお申し込みはお受けできない可能性があります。

#### ②事前案内の送付

- ・出店申込書を取りまとめ参加者が確定したら、当日の詳細をまとめた案内をメールにて送付いたします。

## 4 販売にあたっての留意事項

### 【開業届を提出されていない方へ(趣味での参加など)】

- ・個人の方が開業届を出さずにハンドメイド雑貨の販売やその他事業で収入を得る場合、次の対象者は税務署への確定申告が必要となります。申告しない場合、法的処置が適用され無申告課税が課せられます。対象者は必ず申告してください。申告していないことが発覚した場合、マルシェへの参加をお断りする場合がございます。
- 〈対象者〉副業の場合:年間所得 20 万円以上/フリーランスの場合:年間所得 48 万円以上

### 【食品の調理や販売について】

#### ◆食品の取り扱いに際して

- ・食品衛生法に基づき、32業種について営業許可書が必要です。参加内容は必ず取得している許可の範囲内でお願いいたします。
- ・令和3年6月1日に改正食品衛生法が施行され、営業許可業種の一部が変更になるとともに、営業許可業種以外の食品取扱業種の多くは営業の届出が必要になりました。
- ・申請や販売状態に虚偽があると認められた場合、販売停止とする場合があります。
- ・PL保険(生産物賠償責任保険)への加入を推奨します。
- ・食品の取り扱いについては、保健所の指示に従いトラブル防止に努めてください。
- ・保健所へのイベント開催届は、植木まつり実行委員会が一括して行います。

#### ◆加工品の販売について

- ・加工品には、製造販売業の許可書が必要な場合があります。各自で管轄の保健所にて取得してください。

#### ◆アレルギー表示について

容器包装された加工食品・食品添加物で、アレルギー物質を含むものについては、アレルギー物質の表示を義務化、または推奨しておりますのでご注意ください。

##### ①省令で表示義務化(7品目)

卵、乳、小麦、えび、かに、そば、落花生

##### ②表示を推奨(21品目)

アーモンド、あわび、いか、いくら、オレンジ、カシューナッツ、キウイフルーツ、牛肉、くるみ、ごま、さけ、さば、大豆、鶏肉、バナナ、豚肉、まつたけ、もも、やまいも、りんご、ゼラチン

#### ◆食品表示について

- ・管轄保健所で営業許可を受けた施設で調理、包装して製品にし、ラベルに食品表示(製品名、原材料、内容量、保存方法、賞味期限、製造者、販売者、栄養成分表示等)を記載した商品を販売してください。
- ・食品の表示がないものについては販売できません。

※食品の取り扱いに関する相談・質問等は、管轄の保健所に直接お問い合わせください。  
備中保健所井笠支所(TEL:0865-69-1675)

### 【古物(中古品等)の販売について】※一般の方によるフリーマーケットでの参加は、原則不可。

リサイクル品や中古品等、古物を販売する場合、古物商許可が必要な場合があります。基本的に、フリーマーケット等で自分の不要なものを処分する場合には不要ですが、利益を出すこと(転売)目的に第3者から仕入れた個物を販売する場合は許可の対象です。

※古物の取り扱いに関する相談・質問等は、管轄の警察署に直接お問い合わせください。  
玉島警察署(TEL:086-522-0110)

### 【アルコール類の販売について】※持ち帰り用の地酒販売を除くアルコール提供・販売は不可

アルコール類を瓶や栓を抜かずに販売する場合、税務署への「期限付き酒類小売業免許届出書」が必要です。参加者様ご自身で申請してください。

### 【その他】

- ・お客さんから求められた際には、必ず領収書を発行できるよう、ご準備をお願いします。
- ・出店内容に必要な許可をよく調べ、許可や届出を行ったうえで参加の申し込みをお願いいたします。許可や届出なく参加されていることが発覚した場合、出店をお断りする場合がございます。

## 5 イベントPRについて

### 【インスタグラム】

浅口市観光協会公式アカウントにて、マルシェの告知を行います。インスタグラムのアカウントをお持ちの方は、ぜひ拡散にご協力ください。

### 【チラシについて】

浅口市観光協会公式 HP に、チラシデータを掲載します。ご自由に印刷していただき、マルシェやご自身のブース宣伝にご活用ください。

## 6 注意事項

- ・時間は厳守してください。
- ・ブース外での販売、勧誘は禁止とします。
- ・来場者とのトラブルや事務局の指示に従えない場合に参加を中止していただく場合がございます。
- ・会場での両替は一切行いません。
- ・会場での商品の破損及び盗難については一切責任を負いません。
- ・申請内容等について、虚偽の事実が判明した場合、出店をお断りする可能性があります。

## 7 中止について

- ・本マルシェは、雨天決行です。万が一、中止せざるを得ない事態が発生した場合、事務局から申込書に記載いただいた連絡先にお電話させていただきます。
- ・やむを得ない事態が発生した場合の実施取りやめに伴う損害賠償は一切負いませんのでご了承ください。

浅口市観光協会事務局

〒719-0295

浅口市鴨方町六条院中 3050(浅口市役所産業振興課内)

TEL:0865-44-9035/FAX:0865-44-9477

メール:sangyoshinko@city.asakuchi.okayama.jp